

お客様各位

2024年1月19日
株式会社浜松新電力

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る
電気料金軽減措置についての実施継続について

2023年2月から10月使用分まで実施しています電気ガス激変緩和対策事業の電気料金軽減措置について、2024年6月使用分まで延長することになりましたので、お知らせいたします。

1.概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映させます。毎月の値引き額については電気料金内訳書等にてお知らせいたします。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2.対象となるお客さま

当社と低圧・高圧の電力売買契約があるお客さま

3.適用期間

2024年2月使用分の電気料金（3月分としてご請求する電気料金）から6月使用分（7月分としてご請求する電気料金）まで。

4.国が定める値引き単価

| 値引き期間 | 低圧 | 高圧 |
|--------------------|----------|----------|
| 令和6年2月使用分から5月使用分まで | 3.5円/kWh | 1.8円/kWh |
| 令和6年6月使用分 | 1.8円/kWh | 0.9円/kWh |

5.本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://r5.denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

《お問い合わせ窓口》

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

T E L . 0120-013-305

【受付時間】 全日 9時から 17時まで（年末年始を除く）